納税は日本国憲法で規定する三大義務のひとつ

納税は勤労(第27条)、教育(第26条)とともに日本国憲法で規定する国民の三大義務のひとつである。このため国民個々が所得に応じて、法人組織形態に応じて規則に基づき平等に納税を行うことが必要である。

また、農業を経営し、農家や農家組織が成長してゆくためには経営指標を把握し今後の方向性を会計士、税理士、中小企業診断士あるいは食の 6 次産業化プロデューサー等の外部の専門家と話し合う土俵をつくることが重要であり、また他の法人組織と共通する指標を持つことが比較対象や自分たちの位置を知る上で重要である。

農業は今、変化の時を迎えている。大規模化、付加価値化、人口減少社会の到来や TPP などの動向が新たな農業のあり方を問う時代になっている。地方は高齢化や過疎化で地域の活力が損なわれ疲弊している。農業や食の 6 次産業化による地域の担い手の受け皿をつくることは急務である。また農業生産法人化等の経営の高度化による農業経営の新たな展開は農業のグローバル化に寄与し、6 次産業化による自立、収益の増大は地方における定住人口の増加に寄与するだろう。

本章においては農事組合法人、生産組合、企業組合等の連携組織の特性を知ることを第一にこうした連携組織で 6 次産業化にまい進する法人の先進事例を調査する。また、規模拡大や 6 次産業化による経営管理手法を理解することを目指す。会計の原理、簿記の仕組みを理解し食の 6 次産業化プロデューサーが適切に情報提供できることを目指して経営に関する分野を概観する。

2-2 会社・組織・法人の種類

個人事業、生産組合事業、法人事業、連携組織事業の段階的な成長フローを理解する

(1) 白色申告→青色申告(個人事業)

農家は個人事業主である。ここで得た収益に納税義務が派生するため税務署に対して申請をする必要がある。利益総額を申告し課税される白色申告。経費、控除を差し引いた額を対象に課税される青色申告。この申告方法の選択は個人事業の成長段階によるところが大きい。事業が拡大し成長するのであれば白色から青色へと変更することが一般的である。

(2) 個人事業の集まり(任意)→農産加工組合(任意)

また、個人事業主の農家(白色申告を選択したもの)が集まり、農業生産や農産加工をする場合は農業生産組合、農産加工組合という任意グループを設立することが初動期においては簡便な方法である。

(3) 個人事業、農産加工組合(任意)→農事組合法人(法人)→株式会社 こうして事業が拡大してくると社会的信用や責任も派生してくるため有限責任の法人化 を検討する必要が出てくる。農業法人であれば農事組合法人や株式会社による法人化を検討する場合が多い。農事組合法人は印紙税などの免税措置がありこれによる起業は株式会社より簡単であるため、こちらを選択し、数年後に株式会社に組織変更するなどを行い、社会的な信用を高めてゆくことができる。農事組合法人で6人程度の従業員がいる年商5000万円程度の農家は目指すべきモデルのひとつではないか。

(4) 農産加工組合(任意)→企業組合(法人)

また農産加工組合などの任意グループではひとりひとりが組合員となれる企業組合を活用して法人化を行うことが一般的に行われている。これも市場環境や交通条件が悪い過疎地でも年商 5000 万円程度は稼ぐ企業組合は結構多い。地域の雇用を支える重要なモデルである。

以上の時系列を含めた個人、法人、連携組織の成長フローを示すと以下の図 2-2-1 の通りである。またそれぞれの特性と種類、概要を示すと以下の通りとなる。

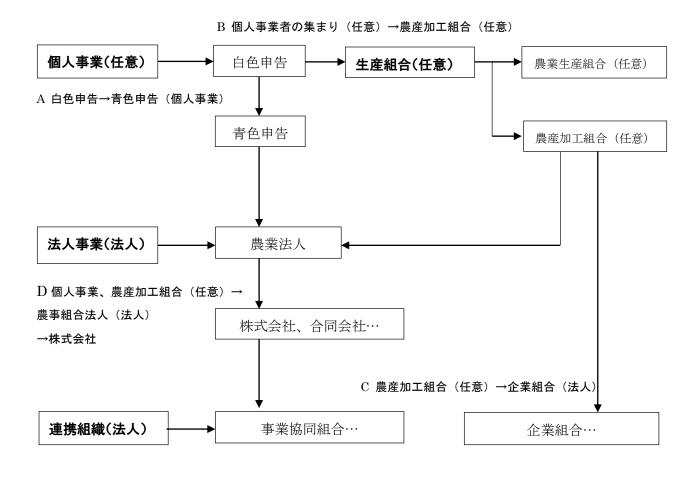


図 2-2-1 個人、法人、連携組織の成長フロー

(1) 農家という個人事業主

A 白色申告→青色申告(個人事業)

会社員は月収に応じて、所得税を支払っている。農家は個人事業主として所得を計算し税金を支払わなくてはならない。農家が個人で税金を支払うには青色申告と白色申告のふたつの方法がある。それぞれ帳簿をつけることが義務付けられ、年末にそれをもとに所得税を算出し、税務署に申告する。青色申告とは、正規の簿記の原則に従って所得を計算し、所得税を支払うために申告する方法である。白色申告とは青色申告以外の申告方法を指す。白色申告は全額を所得となり全額が課税対象である。青色申告は所得から経費を除けるなど会社法人と同じような優遇措置があるため、所得税を支払うためには青色申告が白色申告と比較して有利である。帳簿を税務署に対して公開する必要があるため忙しい農家ではあるものの記帳という仕事が増える。しかし、税金対策をしっかり行いながらも自分の経営の状況をしっかりと把握する必要があるため、青色申告で農業経営をすることは重要である。

表 2-2-1 青色申告と白色申告

区分	青色申告	白色申告
特徴	① 最高 65 万円の特別控除	専従者の給与の一部が必要経費(配偶
	② 赤字損失分を繰越できる。	者は86万円、その他は50万円が最高
	③ 専従者への給与が必要経費対象	限度額)
	④ 減価償却の特例が受けられる。	
	⑤ 特別にその年だけ収入が増えた	
	場合「平均課税制度」を利用でき	
	る。	
作成書	① 損益計算書	① 収支内訳書
類	② 貸借対照表	
記帳義	原則:正規の簿記による帳簿の記帳	平成 26 年 1 月から記帳が必要。
務	① 現金出納帳	① 現金出納帳
	② 経費帳	② 経費帳
	③ 売掛・買掛帳	③ 売掛・買掛帳
	④ 固定資産台帳	④ 固定資産台帳
申請手	「青色申告承認申請書」	特になし
続	家族に給与を支払う場合は、「青色事	
	業専従者給与に関する届出書」	

(2) 農業生産組合、農産加工組合(任意グループ)

B 個人事業の集まり(任意)→農産加工組合(任意グループ)

農家が農産物の加工・販売などを協同して行う任意の組合を一般的に農業生産組合、農産加工組合という。法人化する前段階での農産加工組織として有効である。任意グループなので無限責任である。このため、事故や製造者責任が問われないためにも PL 共済等への加入は必須である。以下に農業生産組合の規約例を示す。会計の明確化や銀行口座の開設などに活用する。農業生産組合の規約例を以下に示す。農業の担い手たちと農産加工の共同化を図るため、農産加工の組合を設立するときは規約例を参考にして事業組織を設立することが求められ、その当事者の組織化を支援する外部者が食の 6 次産業化プロデューサーの職能のひとつである。

○○農業生産組合 規約例

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、組合員の農業生産についての協議を図ることによりその生産性を向上させ、 組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、○○農業生産組合という。

(地 区)

第3条 この組合の地区は、○○市○○の区域とする。

(事務所)

第4条 この組合の事務所は、○○市○○ ○○番地に置く。

(事業)

第5条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 組合員の農業に係る共同化に関する事業
- (2) 組合員の農業に係る共同利用施設の設置(当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。)に関する事業
- (3) 農作業の受託
- (4) 農業に関連する事業

(5) 前4号の事業に附帯する一切の事業

第2章 組合員

(組合員の資格)

第6条 この組合の組合員たる資格を有するものは、この組合の地区内に農地を有する農業者とする。

(加入)

第7条 この組合の組合員になろうとする者は、加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知し、 次に定める加入金の払込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。

加入金 00,000円

- 4 加入の申込みをした者は、前項の規定による加入金の払込みをした時に組合員となる。
- 5 この組合の組合員が死亡した場合、その死亡した者の相続人であって、この組合に加入しようとする者は第一項に定める加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

(脱退)

第8条 組合員は、60日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 組合員は、次の事由によって脱退する。
- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

(除 名)

第9条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の10日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この組合の組合員が、正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき。
- (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
- (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
- (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款もしくは規約に違反し、

その他故意または重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

2 この組合は、除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨を その組合員に通知しなければならない。

(加入金の払戻し)

第10条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する加入金の額(脱退した事業年度の終了時におけるこの組合の財産が加入金の総額より減少したときは、各組合員の加入金を減額して算定した額)を限度として加入金を払い戻すものとする。

2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(持分の払戻し)

第11条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額 (その脱退した事業年度末時点の貸借対照表上に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減産した額)を限度として持分を払い戻すものとする。

第3章 役員

(役員の定数)

第12条 この組合に、役員として、運営委員○人および監事○人を置く。

(役員の選任)

第13条 役員は総会において選任する。

- 2 前項の限定による選任は、総組合員の過半数による議決を必要とする。
- 3 運営委員は、第6条に規程する組合員でなければならない。

(役員の選任)

第14条 役員は、任期中でも総会においてこれを解任することができる。

(組合長の選任)

第15条 運営委員会で、組合長1人、副組合長1人、営農部長1人、資材機械部長1人を互選する ものとする。

(組合長等の職務)

第16条 組合長は、この組合を代表し、その業務を掌理する。

2 副組合長は、組合長に事故あるときはその職務を代理し、組合長が欠員のときはその職

務を行う。

3 営農部長、資材機械部長は、組合の業務に関して各部の連絡調整を図りながら円滑な運営に努めるものとする。

(運営委員会の決定事項)

第17条 次に掲げる事項は、の過半数でこれを決する。

- (1) 業務を運営するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) 役員の選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項

(監事の職務)

第18条 監事は少なくとも毎事業年度1回、この組合の財産および業務執行の状況を監査し、その 結果につき、総会および組合長に報告し、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第19条 役員の任期は、就任後3年以内の最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。 ただし、補欠選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。
 - 2 前項ただし書きの規定による選任が役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書きの規定にかかわらず、就任後3年以内の最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。
 - 3 役員の数がその定数を欠いた場合は、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新た に専任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第4章 総会

(総会の招集)

第20条 組合長は、毎事業年度1回○月に通常総会を招集する。

- 2 組合長は、次の場合に臨時総会を招集する。
- (1) 運営委員の過半数が必要と認めたとき。
- (2) 組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。
- 3 組合長は、前項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から10日以内に、総会を招集しなければならない。
- 4 監事は、財産の状況または業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたときは、総会を招集する。

(総会の招集手続き)

第21条 総会招集の通知は、その総会の日の5日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

(総会の議決事項)

第22条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の設定、変更及び廃止
- (2) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (3) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案
- (4) 団体への加入又は団体からの脱退

(総会の定足数)

第23条 総会は、組合員の半数以上の出席により成立する。この場合において、第26条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(緊急議案)

第24条 総会では、第20条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、議決するものとする。 ただし、第25条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会の議事)

第25条 総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において、出席した組合員の互選により選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第26条 次の事項は、総組合員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) この組合への加入(持分の相続又は譲受けによる加入を含む。)の承認
- (4) 組合員の除名
- (5) 役員の解任

(書面または代理人による議決)

第27条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。
- 4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および議事録署名人が、これに署名または 記入押印するものとする。

第5章 会計

(事業年度)

第29条 この組合の事業年度は、毎年○月○日から翌年○月○日までとする。

(剰余金の処分)

第30条 剰余金は、組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度 等または組合員の耕作面積を基準としてこれを処分する。

2 剰余金の処分の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(損失金の処理)

第31条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、事業年度末における組合員がそのてん補を行うものとする。

第6章 雑則

(残余財産の分配)

第32条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

2 残余財産の金額を算定するに当たり、計算の基盤となる金額で1円未満のものは、これ を切り捨てるものとする。

(規程)

第33条 次の事項は、この規約で定めるものを除いて規程でこれを定める。

- (1) 総会に関する規定
- (2) 業務の執行及び会計に関する規定
- (3) 組合員に関する規定

- (4) 役員に関する規定
- (5) 前各号に定めるもののほか規約の実施に関して必要な規定

附 則

この組合の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第19条 第1項の規定にかかわらず平成〇年〇月〇日までとする。

監事○○○○

(注)

特定農業団体の規約においては、法第23条第4項の政令で定める要件が次のように定められている。

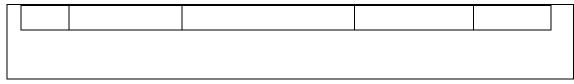
○ 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の 議決事項

さらに、農林水産大臣が定める事項として、

- 構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと
- 代表者についてその選任手続きを明らかにしていること
- 総会の議決事項について、定款又は規約の変更其の他の重要事項が議決事項とされている こと
- 総会の議決手続について構成員の参加を不当に差別していないこと

○○農業生産組合 組合員名簿

NO	組合員氏名	住	所	加入金額	備考
1					
2					
3					
4					
5					



出典;新潟県長岡市資料(ホームページより転載)

(3) 法人

C 個人事業、農産加工組合(任意)→農事組合法人(法人)→株式会社(法人)

法人とは自然人以外で,法律上の権利義務の主体となることができるものである。一定の目的の下に結合した人の集団あるいは財産についてその資格が認められる。公法人と私法人,社団法人と財団法人,営利法人と公益法人と中間法人,外国法人と内国法人などに分類される。

① 株式会社

会社法に基づく株式会社は、商行為又は営利行為を目的とする会社法人の一つで、資本を多く集められるように株式を発行する物的会社である。株式会社では、「株主」と称する出資者が資本金を出資して設立し、株主又は株主以外の者の中から選任された1人以上の取締役からなる取締役会が運営にあたることとなる。株式の譲渡は原則として自由であるが、農業生産法人になるためには、定款に株式の譲渡につき、取締役会の承認を要する旨の定めがある株式譲渡制限会社でなければならない。議決は、原則1株1票であるが、議決権制限株式の発行が可能である。

② 合同会社

合同会社は平成17年6月29日に可決成立(18年5月1日施行)した「会社法」により創設された新たな会社形態である。合同会社(日本版LLC)とは、出資者の全員が有限責任社員でありながら株式会社のような機関設計(株主総会や取締役、監査役などを会社の機関)や株主の権利(株主平等の原則など)といった強制的な規定がなく、総社員の同意に基づいて会社の定款変更や会社の意思決定ができるなど迅速な会社運営が可能であり、小規模企業に最適な会社組織である。

③ 農業法人

農協とは農協(農業協同組合)は協同組合の一つで、農業協同組合法に基づいて設立された法人である。その目的は「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与すること」(農協法第1条)である。

「協同組合」とは中小規模の生産者や消費者が相互扶助の観点から、各自の事業・生活の

改善のために組織する団体である。協同組合には消費者を組合員とする消費生活協同組合 や中小企業者を組合員とする中小企業等協同組合などがあり、農協も農業者を組合員とす る協同組合である。

農事法人とは農業生産の協業を図る法人である。農業生産の協業を図る法人であることから組合員は原則として農民である。農業生産の協業を図る法人のため、行うことができる事業は以下の事業に限られる。

- イ. 農業に係る共同利用施設の設置(当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。)又は農作業の共同化に関する事業
- ロ. 農業の経営(その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの(農作業の受託等)及び農業と併せ行う林業の経営を含む。)
- ハ. イ及びロに附帯する事業

農業法人には、「会社法人」と「農事組合法人」の2つのタイプがある。また、農業法人は、農地の権利取得の有無によって、「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別される。 農業生産法人は、"農業経営を行うために農地を取得できる法人"であり、株式会社(株式譲渡制限会社(公開会社でない)に限る)、農事組合法人(農業経営を営む、いわゆる2号法人)、合名会社、合資会社の5形態である。また、事業や構成員、役員についても一定の要件がある(ただし、農地を利用しない農業の場合は農業生産法人の要件を満たす必要はない)。法人化する場合、どのタイプの法人を選ぶのか、それぞれの法人形態の特色や自らの経営展望に照らして選択する必要がある。

農業経営の法人化の利点として、1)経営の円滑な継承、2)経営管理能力や資金調達能力、対外信用力の向上、3)雇用労働関係の明確化や労災保険などの適用による農業従事者の福利厚生の充実、4)新規就農者の確保が容易等があげられる。また、新規就農や地域雇用の受け皿となるなど地域社会の活性化に果たす役割の重要性も指摘されている。

しかしながら、これらの利点は、法人化すれば自動的に享受されるものではなく、農業経営の継続・発展のための経営努力のなかで生み出され、獲得していくものとして理解する必要がある。また、法人化することによって、管理コストの上昇や農地等の相続税の納税猶予制度、生前一括贈与の特例を受けられなくなる場合もあるので、自らの経営内容等を多角的に検討し、法人化に着手することが重要である。

農業法人と株式会社、合同会社の比較を示すと表 2-2-2 の通りである。事業税の非課税、 起業時の印紙税等の免除など農業法人は優遇されている。

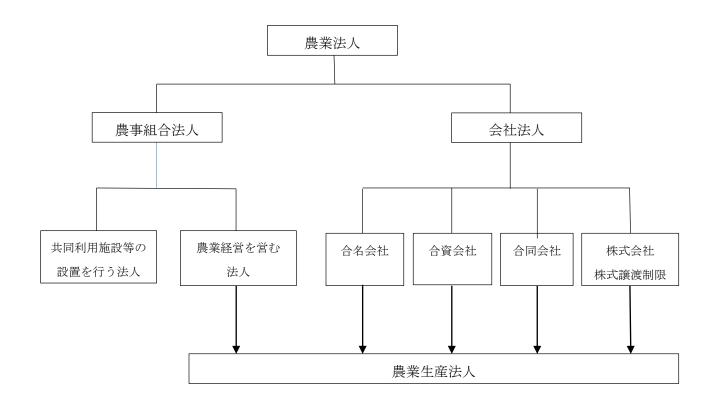


図 2-2-2 農業法人

表 2-2-2 農業法人と株式会社、合同会社の比較

区分	}	農業法人	株式会社	合同会社
根拠	処法	農業協同組合法	会社法	会社法
目白	勺	共同利益の増進	利益の追求	利益の追求
事業	É	農業及び農業関連事業に限定	特に規定無し(事	特に規定無し(事
		①共同利用施設の設置、農作業	業一般)	業一般)
		の共同化		
	②農業経営			
		③関連・附帯事業		
構	資格	農民、定款に定める者(JA,作業委	特に規定なし	特に規定なし
成		託者、産直を行っている個人等)		
員		農業生産法人の場合は、農地法の	農業生産法人の場	農業生産法人の場
		要件を満たす必要がある	合は、農地法の要	合は、農地法の要
			件を満たす必要が	件を満たす必要が
			ある	ある

人数	3人以上	1人以上(上限なし)	1人以上(上限なし)
出資と経	出資者と経営者が原則一致	出資者と経営者が	出資者と経営者が
営の関係		分離	分離
意思決定	1人1票制による総会の議決	1 株 1 票制による	原則全員一致(定款
		株主総会の議決	で変更可)
役員	① 理事1人以上(必置、組合員の	①取締役 3 人以上	① 業務執行社員
	<i>t</i> ₊)	(必置、株主外も可)	(任意)
	② 監事(任意、組合員外も可)	ただし、株式譲渡	
		制限会社には3人	
		以上との定めはな	
		V	
		②監査役(任意、株	
		主外も可)	
雇用労働力	組合員(組合員と同一世帯の者を	制限なし	制限なし
	含む)以外の常時従事者は 2/3 以下		
資本金	特に定めなし	制限なし	特に定めなし
配当方法	利用分量配当、従事分量配当、出資	株主への利益配当	定款により自由に
	配当	(定款により出資	定める
		によらない方法も	
		可)	
決算公告	公告義務なし	公告義務あり	公告義務なし
法人税	① 構成員に給与を支給しない法	① 資本金1億円超	の法人 30%
	人(農業協同組合等) 22%	② 資本金1億円以	下の法人
	② 構成員に給与を支給する法人	・年所得 800 万	円超 30%
	会社法人と同じ	・年所得 800 万円以	以下 22 %
事業税	① 農業生産法人の行う農業(耕種	① 資本金1億円超	の法人外形標準課税
	農業)は非課税	② 資本金1億円以	下の法人
	② 農業以外、農業生産法人以外は	年所得 800 万円	超 9.6%
	課税	年所得 400 万	円超 800 万円以下
	1) 協同組合等年所得 400 万	7.3%	
	円超 6.6% 400 万円以下	年所得 400 万円	以下 5%
	5%		
	2) 協同組合等以外右記会社		
	法人に同じ		
設立時登録	非課税(農協法に基づく登記)	資本金の 1000 分	資本金の 1000 分
免許税		の7	の7

		最低額 15 万円	最低額6万円
組織変更	株式会社に変更可	合同会社に変更可	株式会社に変更可
		農事組合法人への変	更不可
特徴	組合員の平等性を尊重	対外的な信用力が	意志決定は原則全
	事業が農業関連に限定	向上、機動的な運	員一致、内部ルー
		営と発展が期待で	ルが自由
		きる	
想定される	集落 1 農場型	集落1農場型	担い手グループ型
タイプ		担い手グループ型	

資料;島根県農林水産部農業経営課(ホームページより転載)

(4) 連携組織

D 農産加工組合(任意)→企業組合(法人)

個人事業の集団、任意の組合等の法人化で登場するのが連携組織である。連携組織は4人以上の法人、個人の発起人によって設立できることが基本である。連携は公的な意義もあるため補助対象団体となる場合が多い。食の6次産業化プロデューサーは法人分類の特性を把握するとともに助成事業、補助事業等の情報を入手し連携組織への支援を行うことも重要な役割である。

表 2-2-3 連携組織の種類と概要

連携組織分類	概要
農事組合法人	農業協同組合法に基づき3人以上の農民が発起人となって設立される、
(参考)	組合員の農業生産の協業を図りその共同の利益の増進を目的とする法
	人。農事組合法人には、機械・施設等の共同利用施設の設置又は農作業
	の共同化を行う法人と、法人自体が耕作等農業経営を行う法人、これら
	を両方とも行う法人がある。
事業協同組合	実施する共同事業を通じて、組合員である中小企業の経営の合理化・効
	率化、取引条件の改善等により経済的地位の向上を目指す組織。4 人以
	上の中小企業者によって設立され、組合員の事業を補完・支援するため
	の事業を実施。従来は、同業種の事業者により設立されるケースがほと
	んどでしたが、異なる業種の事業者が連携して設立し、それぞれの技術
	やノウハウ等の経営資源を有効に活用して新技術開発や新分野開拓に取
	り組むケースも増えている。
事業協同小組	組合員となることができる資格が、従業員5人以下(商業・サービス業

合	は2人以下)の事業者に限られていることが特色で、実施する事業は事
	業協同組合と同様である。
信用協同組合	中小企業者、勤労者、地域住民等が相互扶助の精神に基づき、協同して
	預金の受け入れ及び事業資金の貸付等の金融事業を行う組合で、中小企
	業の資金需要に応えるための事業を実施。
協同組合連合	同一の資格事業による組合(企業組合を除く)同志が連合体を組織し、
会	より広域的な活動を行うことで、単独で行うよりもさらに大きな効果が
	期待できるような共同事業(例えば、共同宣伝、共同購買、情報提供、
	人材育成、共済事業等)の実施を目指す協同組合の連合体。
企業組合	個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、それぞれの資本と労働を組
	合に集約し、あたかも一つの企業体となって事業活動を行う組合。他の
	中小企業組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合
	員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、
	小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場
	を確保するのに適している。企業組合は、組合員が共に働くという特色
	をもっており、原則として組合員の 2 分の 1 以上が組合の事業に従事
	しなければならない。さらに、組合の事業に従事する者の 3 分の 1 以
	上は組合員であることが必要。個人以外に組合事業をサポートする法人
	等も一定の条件のもとで特定組合員として加入できる。近年は、企業組
	合が子育て支援や介護・福祉、街づくり、高齢者の社会参加等の分野で
	活躍していることから、「ソーシャルビジネス」としての機能が注目され
	ている。また。企業組合の形態として、通常の企業のように事業場を集
	中させて事業を行う「集中型」と、個人事業主が従来営んでいた事業場
	を、組合の事業場としてそのまま継続して運営する「分散型」がある。
協業組合	組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業を組合に
	統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合
	理化を進め、生産・販売能力の向上などを図ろうとする組合。協業組合
	の形態には、組合員の事業の一部分を統合する「一部協業」と、事業の
	全てを統合する「全部協業」がある。どちらの場合も組合員は必ず小規
	模の事業者(定款に定めれば組合員総数の 4 分の 1 以内まで大企業者
	を加入させることが可能)でなければならず、組合に統合した事業につ
	いては原則として、個々の組合員は事業として行うことができなくなる。
	また、この組合の特色として出資額に応じて議決権に差を設けることや、
	新規組合員の加入を制限することもできる。出資額についても、組合員
	1人で出資総口数の50%未満まで持つことも可能。
商工組合	事業協同組合が共同経済事業を実施することにより、組合員の経営の効

率化と経済的地位の向上を図ることを主な目的としているのに対し、商工組合は業界全体の改善・発達を図ることを主目的に同業者によって設立される組合。業界を代表する同業組合的性格を有していることから、設立に当たっては、組合の地区は原則として1以上の都道府県を地区とすること、地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の設立要件がある。また、商工組合の組合員は、原則として中小企業者であるが、一定の条件のもとに大企業なども組合員になることができる。商工組合が行う事業には、法律によって以下のものが規定されているほか、出資商工組合の場合は、小規模の事業者を対象として、事業協同組合と同様に共同経済事業等を実施することが可能。組合員の資格事業に関する指導及び教育

組合員の資格事業に関する情報又は資料の収集及び提供

組合員の資格事業に関する調査研究

組合員の資格事業に関し、組合員のためにする組合協約の締結 このほか、環境リサイクル、安全問題等への対応など、商工組合が自主 的に実施している事業も増加している。

商工組合連合会

各県域等で設立された商工組合を会員とする商工組合の連合体で、中小 企業者が営む事業の改善発達等のための諸事業をより広範囲かつ総合的 に展開。

商店街振興組 合

商店街振興組合は商店街を中心とした街づくりを行うため、設立する際 には次の要件を満たさなくてはならない。

小売商業又はサービス業を営む事業者 30 人以上が近接して商店街を形成している地区(町村地区を除く)であること。

その地域内で組合員となれる資格を有する者(定款で定めれば非事業者であってもその地域に居住している者は組合員になれる)の3分の2以上が組合員となり、さらに全組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業を営む事業者であること。

生活衛生同業 組合

飲食、美容、理容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民の生活衛生に特に関係の深い業種の事業者によって組織される組合で、現在 18 の業種が指定されています。適正な衛生管理や衛生施設の改善向上を図るための指導的な事業を主体に、技能の改善向上、技能者の養成といった事業のほか、必要に応じて営業方法の取り決めや営業施設の配置基準の設定等の事業を行う。

有限責任事業 組合(LLP)

LLP とは、「Limited.Liability.Partnership(有限責任事業組合)」の略で、民法上の任意組合と株式会社のそれぞれの長所を取り入れた組織形態として、企業同士のジョイント・ベンチャーや研究開発等に活用。有

	限責任事業組合制度には、有限責任制、内部自治原則、構成員課税制度	
	という特徴がある。「有限責任制」とは、従来の民法組合では出資者が全	
	員無限責任を負うのに対し、有限責任事業組合では、出資者全員が株式	
	会社と同じように有限責任であることを意味する。「内部自治原則」とは、	
	出資者自らが経営を行うので、組織内部の取り決めを自由に決めること	
	ができることを意味する。「構成員課税制度」とは、有限責任事業組合に	
	は課税されずに、出資者に直接課税されることを意味している。	
合同会社(L	LLC とは、「Limited.Liability.Company」の略で、「有限責任社員」の	
LC)	みで構成され、「組織の内部自治」が認められる新たな会社類型として、	
	LLP とともに創業やジョイント・ベンチャーなどでの活用が期待されて	
	いる。	
一般社団法人	非営利団体を対象とした法人制度の一つであり、営利を目的としない団	
	体(人の集まり)であれば、一般社団法人として法人化できる。「非営利」	
	「営利を目的としない」とは、社員(団体の構成員)に対する剰余金の分	
	配を行わない、つまり、株式会社の株主配当に相当することを行わない	
	という意味であり、収益事業を行い利益を得ることや、役員報酬・従業	
	員給与を支払うことなどは、問題とならない。	
一般財団法人	一般財団法人は、事業目的に必ずしも公益性がなくても構わない。公益	
	性があるとは、不特定かつ多数の人の利益を増やすことを目的としてい	
	るということであり、個人や特定のグループのみの利益を目的としてい	
	ないということを指す。	
NPO法人	NPO とは、「Non.Profi.t.Organization」の略で、「非営利組織」となる	
	が、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」と訳す。「非営利」	
	とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても	
	構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てる	
	こと」を意味している。	

資料;中小企業組合ガイドブック(全国中小企業団体中央会)

問題意識を問うている経営理念が多い!

食の6次産業化の個人事業、法人組織を設立するにあたり、どんな理念で立ち上げるか。 顧客、従業員、協力会社、株主、地球環境などにどんなアピールをするのか。何をもって地 域に貢献するのか。何ができるのか。どんな価値、どんなサービスを提供できるか、どんな 問題意識を持っているかを踏まえてわかりやすい言葉で経営理念を考える。

高知県土佐市の企業組合宇佐もん工房では、漁港で見向きもされなかったマイナー魚のブランド化、高知県本山町の本山町ブランド化協議会では米のブランド化などの地域にある資源を活用した新たな価値の創出が経営理念であった。抽象的な謳い文句より地域課題の解決をうたうほうが、より具体的であり、地域の関係者にとってわかりやすいのではないか。以下に農業法人が示す理念を記す。

【6次産業化の取組事例】舞台ファームの心得(宮城県仙台市)

消費者の皆様の『食』を守り赤ちゃんが食べても安心・安全な農作物を食卓までお届けします。消費者の皆様との交流を大切に、皆様の声に真摯に向き合います。

【6次産業化の取組事例】モクモクの理念 (三重県伊賀市)

自ら生産し加工し販売する。 1次産業から3次産業まですべてを行う「6次産業」を実践する新しい農業に挑戦。

【6次産業化の取組事例】小池手造り農産加工所有限会社理念(長野県下伊那郡喬木村)

"もったいない""いただきます""おあがりて"

3つの心を込めて商品を提供します

農家に合わせた小ロットで多品目の受託加工をすることに努め、生産者と共に手造りされた安心安全な美味しい食品を消費者に提供することを通じて、農と食の大切さを広く消費者に伝え、中山間地域の保全と人の命と営みが尊ばれる社会の実現に寄与してゆきます。

【6次産業化の取組事例】ばうむ合同会社理念(高知県本山町)

変化に期待するのではなく己の力で未来を拓く。

【6次産業化の取組事例】株式会社ベルグアース企業理念(愛媛県宇和島市)

日本の農業に革命を

ベルグアースが日本農業の為になる、役に立つ会社になること・・・それは「日本農業に革命を興す」という私たちの夢に近づくための一歩なのです。 「安心できる安全な野菜」を「安定して」供給するために、私達はアグリビジネスのあらゆる視点から日本農業を支え、

努力していきます。

2-4 経営目標

進むべき方向性を指し示すことができているか。

【6次産業化の取組事例】舞台ファームの経営目標(宮城県仙台市)

1. 土壌にこだわっています

私たちは野菜がおいしく健康に育つ環境にこだわり、その為に土壌づくりに力を入れています。土壌づくりには自家製の専用堆肥(牛糞=安全な肥料を与えた牛)を使用しております。畑の有効微生物を増やしながら「ロックパワー(天然総合ミネラル液)」でミネラルを補い、土壌を活性化させる事で、地球に優しく健全で食味の良い野菜を育てています。

2. 農薬を抑えています

電解精製水を使う事で、農薬使用回数を減らし、農薬濃度を薄め、少量の農薬使用で土壌環境を守りながら野菜を育てています。また、野菜を収穫した後も、水分と酸素を吸収できるように配慮をし、出荷まで鮮度を保つためにコールドチェーン管理がなされています。

【6次産業化の取組事例】モクモク7つのテーゼ (三重県伊賀市)

- 1. モクモクは、農業振興を通じて地域の活性化につながる事業を行います。
- 2. モクモクは、地域の自然と農村文化を守り育てる担い手となります。
- 3. モクモクは、自然環境を守るために環境問題に積極的に取り組みます。
- 4. モクモクは、おいしさと安心の両立をテーマにしたモノづくりを行います。
- 5. モクモクは、「知る」「考える」ことを消費者とともに学び、感動を共感する事業を行います。
- 6. モクモクは、心の豊かさを大切にし、笑顔の絶えない活気ある職場環境をつくります。
- 7. モクモクは、協同的精神を最優先し、法令や民主的ルールに基づいた事業運営を行います。

【6次産業化の取組事例】ばうむ合同会社経営目標(高知県本山町)

1. 起業家を養成する

地域や社会への貢献につながるような事業を展開できる人材を育成し、地域の振興につな がる事業を持続できる体制を作ります。

2. 雇用の場を設ける

ばうむ合同会社をとおして雇用の場を提供するとともに、人材育成を通じて生まれた事業 展開を支援し、地域内での雇用創出に貢献します。

3. 嶺北地域の財産・資源を発見する

嶺北地域の中で埋もれている財産や資源を発見し、地域で共有、伝承できる体制を作ります。

4. 嶺北地域の商品企画・販売により地域を活性化する

地域資源を生かした商品の企画や販売によって、生産者の収入確保、加工工程での雇用確保などによって、地域の振興に貢献します。

5. 安心・安全でぬくもりのある商品を提供する

豊かな自然環境を生かし、安全で安心できる商品を提供するとともに、地域との交流事業を 行うことで、都市部にすむ皆さんの生活にゆとりや安らぎを届けます。

【6次産業化の取組事例】株式会社ベルグアース(愛媛県宇和島市)

企業行動憲章

1 企業活動の基本方針

日本農業の為になる、役に立つ会社になることで、人々の食と豊かな暮らしに寄与します。 製品の開発やサービスの提供は、安全性や、個人・顧客情報の保護の配慮に十分努め、農業 を通じて社会に貢献します。

2 法令及び社会規範の遵守

事業活動にあたって、法令及びその他の社会規範を遵守し、公正、透明、自由な競争ならび に適正な取引を行い、相互メリットを目指します。また、政治・行政との明朗かつ健全な関 係を保つとともに、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、断固として 関係を遮断し毅然と対応します。

3 情報の開示

株主はもとより、地域社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を公正に開示します。

4 環境・地域・国際社会への配慮

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。地域社会に貢献する活動を積極的に行います。 国際社会においては、国際ルールや現地の法律の遵守はもとより、現地の文化や慣習の理解、またその発展に貢献する経済活動を行います。

5 従業員の尊重と本憲章の実現

従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で安心できる働きやすい職場環境作りと、ゆとりや豊かさの実現に努めます。 本憲章の精神の周知徹底とともにその継承に努めます。

2-5 経営資源(ヒト・モノ・カネ・技術・情報・ブランド)

強みは何か、地域の担い手たりうるか。

経営資源とは「ヒト」「モノ」「カネ」「技術」といった有形財産と「情報」「ブランド」といった無形財産の総称である。農業や農産加工を大きく成長させてゆくには人材が必要であり、その個人または集団がたくみに経営資源をあやつる経営手腕が必要である。食の6次

産業化プロデューサーは、人・モノ・金が地域内で循環するようなコミュニティ経済をつくることが大きな職能である。経営資源や地域資源を外部者の目線で見つめなおし、強みは何かを当事者である「ヒト」とともに協議し、地域の担い手を育成してゆくかを考えてゆくことが使命と言える。以下に食の 6 次産業化に貢献する地域資源のあり方に関して先進事例を通して検討する。

(1) ヒト

ヒトとは地域の担い手となるヒトのことである。

6次産業化を進めるに当たり、一人で起業する場合、または地域の人たちと起業する場合、 他分野の人たちと連動して起業する場合がある。今まで行き交いがなかった分野をつなぐ ことが6次産業化の使命であり、人材のつながり、ヒトは重要な経営資源となる。

熊本県荒尾市中央商店街有志は企業組合青空中央企画を設立。徒歩圏内マーケット青研を設立した。ワインの醸造免許を取得しワインを醸造、その収益で店舗の運営に貢献している。

神奈川県横須賀市の事業協同組合追浜商盛会は1か月に1回ボランティアでワインを仕込み、その収益で大学と連携しまちいづくりを行っている。その後、大学教授らとNPOを設立しまちづくり活動を進めている。

高知県土佐市のうるめプロジェクト協議会は高知海洋高校(水産高校)の参加を求め、協議会を設立し、ウルメイワシの事業化へ向けた活動を推進し、その後、有志により企業組合 宇佐もん工房を設立した。

これらは地域の担い手の受け皿、プラットフォームとして成長し多くの人材の自立の源泉となっている。

表 2-5-1 ヒト

団体名	ヒト(担い手集団、構成員)	担い手組織の更新
中央商店街有志(熊本	商店街個人事業者の組織化	企業組合青空中央企画を設立
県荒尾市)		
事業協同組合追浜商盛	商店街、大学との連携	NPO アクションおっぱま設立
会 (神奈川県横須賀市)		
うるめプロジェクト協	商工会青年部が中心となって	企業組合字佐もん工房設立
議会 (高知県土佐市)	協議会設立、水産高校の参加	





金物屋さん、ガス屋さん、電気屋さん、写真屋さん、自転車屋さんによる企業組合の設立と ワイン造り(熊本県荒尾市中央商店街有志→企業組合青空中央企画)

(2) モノ

新たな価値に挑戦できるモノを選ぶべき。

6次産業化に貢献するモノとは産地、産物、産品と言われる地域資源が該当する。しかし競争相手の多い産物を選ぶと付加価値を生むには苦戦する。企業組合宇佐もん工房(高知県土佐市)が着目したのは宇佐漁港で見向きもされなかったうるめイワシである。高知県本山町は棚田米のブランド化に着目した。愛媛県西予市の遊子川トマト生産グループは収穫期の最後ハウスのビニールを外しても成長するトマトが赤くならないため商品化をあきらめ廃棄していた。しかしこのトマトは赤色のものとそん色ない味覚があることを知っており、それならば青いトマトを売ってみようと協議しスーパーで販売した。うるめイワシや青トマトという「新たな価値への挑戦」は着目は事業を成功させるために重要なポイントとなる。また、薪が手に入りやすい土地柄、地域資源を踏まえ、石窯を「集積」してゆくと新たな価値が生まれ、石窯ピザの産地となる。秋田県由利本荘市で行われている公民館、集会所への石窯集積はコミュニティ活性化とネットワーク化に寄与している。

表 2-5-2 モノ

団体名	モノ (地域資源)	着目点
企業組合宇佐もん工房	見向きもされないうるめ	新たな価値への挑戦
(高知県土佐市)	イワシ	
本山町特産品ブランド	生産性の低い棚田米	新たな価値への挑戦
化推進協議会		
遊子川トマト生産グル	廃棄する青いトマト	新たな価値への挑戦
ープ (愛媛県西予市)		

レインボービネガー物	多様な果実の産地	新たな価値への挑戦
語研究会(茨城県常陸		
太田市)		
石窯集積(秋田県由利	薪がたやすく入手できる	集積、新たな価値への挑戦
本荘市)		





遊子川トマト生産グループの廃棄していた青トマトの直売 (愛媛県西予市)

(3) カネ

カネとは地域を循環するカネである。

地域に決して資本がないわけではないが、地域の人たちが高い利回りばかりを求めて貯金したり、大企業の株などに投資する一方で、地域の金融機関が安全重視で地域内の中小企業や地場産業などへの貸し付けに消極的になれば、資本は外に持ち出されてしまい、それがまわりまわって外国の投資ファンドなどの資金として供給され、地域の老舗の温泉旅館や商業ビルが買い取られてしまうという極端な事例も生じかねない。

そこで、地元商店街の再生や賑わいの創出、若い人たちのコミュニティビジネスの立ち上 げや移住者の起業支援などのために、無利子でも地域が元気になるならば「志金」を提供し てもいいという人たちのお金を集めて地域内で資本が循環するように考えるのが大切であ る。

参考文献;緑の分権改革(椎川忍著)

【6次産業化の取組事例】えひめガイヤファンド(愛媛銀行)

えひめガイヤファンドは農林漁業及びその関連産業を主な対象とする国内民間初の投資ファンドでる。愛媛県では、南西部(南予)をはじめとして、農林漁業(第一次産業)が地域の重要な産業になっている。農水産物は加工や流通の過程で大幅に付加価値化されている。このため、農林漁業の関連産業(食品加工等)を含めて、農林漁業の「総合産業化」を図り、付加価値を地域にとどめることが、活性化には不可欠と考えられる。

「えひめガイヤファンド」は、地域に根ざした農林漁業及びその関連産業分野の事業体を対象として投資を行い、その事業成長を継続的に育成・支援(ハンズオン)することによって、南予をはじめとした地域の活性化を目指している。地域における農林漁業及びその関連産業の振興のためには、地域の特性を活かしつつ、生産、流通及び販売の各段階で一層の効率化・付加価値化を図るなど、新しいビジネスモデルの展開が必要である。この新しいビジネスモデルを確立しようとする事業体(シーズステージ又はスタートアップステージを含む)は、従来の融資のみによる手法では、必要な金融支援を受けることができない場合もあった。「えひめガイヤファンド」は、投資ファンドの特徴を最大限に活かし、シーズステージ又はスタートアップステージの事業体を含めて、投資先が地域のコアとなる事業体に成長するよう、積極的な支援を行っている。

【6次産業化の取組事例】ベルグアース株式会社(愛媛県宇和島市)

ベルグアース社は、平成 13 年に農業生産法人(旬山口園芸より販売部門・研究部門を分社 化して設立した会社で、株式上場を果たした最初の農家である。農地法が障壁であったが、 平成 17 年に農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより、農業分野に参入した企業で ある。企業的経営のもと収益構造も向上し、接木苗の生産販売では日本一を確立している。





株式上場を果たした最初の農家、ベルグアースは接ぎ木苗の生産日本一(愛媛県宇和島市)

表 2-5-3 カネ

団体名	カネ	着目点
愛媛銀行	ガイヤファンド	農林漁業の「総合産業化」を図り、付加価値
		を地域にとどめることが、活性化には不可欠
事業協同組合追浜商盛	ファンド	1 口 1 万円のファンドで商店街空き店舗でワ
会		イン起業
ベルグアース株式会社	株式公開	接ぎ木苗の生産日本一で株式公開。株式公開
		で事業を推進。補助金は使わない。

(4) 技術

研究会をつくり技術を学ぶ。

技術を習得する協議会等のプラットフォームをつくる。ここで必要に応じた研究会を運営する。専門家を講師として招聘し、研究会を開催し、組織が技術習得できるよう食の6次産業化プロデューサーが推進する。

【6次産業化の取組事例】食育ツーリズム雇用創出大作戦! (大分県竹田市)

竹田市は、大分県下で最も豊かな農産物生産地であり、それらの素材にこだわりながら、「地産地加地消」を展開する中で、地域ブランドとなり得る商品開発を行い、地域に根ざした起業や創業、雇用の場の創出を図ってきた。

内発型の雇用創出の仕組みづくりとなるように、地域資源とは何か地域住民は何を望んでいるのか。なとニーズを掘り起こす為の検討会を充分重ねてきた。その上で生まれてきたアイデアをもとに製造実習を重ねながら商品磨きを行い実現事業と連携しながら15の新商品が生まれ、事業を通じ雇用創出を図った。プラットフォームの名称は竹田市経済活性化促進協議会であり、協議会の主な構成団体は竹田市、竹田商工会議所、九州アルプス商工会である。主な事業はツーリズム(観光)関連事業、食育(食づくり)関連事業である。(厚生労働省パッケージ事業優良事例に選定)

竹田市経済活性化促進協議会



ツーリズム(観光)関連事業	食育(食づくり)関連事業
①竹田直入温泉地づくり研究会	⑨薬膳惣菜研究会
②観光ガイド・接客マナー研究会	⑩名水料理研究会
③周遊型観光研究会	⑪郷土料理研究会
④岡城魅力づくり研究会	⑫ジュース研究会
⑤城下町工芸(ステンドグラス)研究会	⑬ジャム・ソース研究会
⑥城下町工芸(田楽火鉢)研究会	⑭アレルギー等対策用品製造研究会
⑦交流店舗拠点づくり研究会	⑤発酵商店街研究会
⑧商家民泊研究会	⑯どぶろく研究会
	⑰ワイン・リキュール研究会
	⑱野菜加工研究会
	⑲山菜加工研究会
	②農産加工開発研究会



開発商品

工房あゆかのかりんとう

サリモスのどぶろく

農家民泊ひらく亭のあじ味噌

ちよみの「ひめ茶」・「するんと茶」

季節限定の旬ジャム 竹田ジャム暦

エノハ(ヤマメ)の燻製 命水苑

自家農園シリーズ

Karin の自家製焼き菓子

双美おばあちゃんの味噌玉

すごあまこ~ん「コーンスープの素」

かぼすと柚子のぽん酢

ひろみさんの「トマトカレー」・「トマトカレースープ」

森のアタリメ

森のサキイカ

五色山野草茶「腎・肝・心・肺・脾」

緒環(おだまき)の山野草茶

ちよみのいろいろ米 (色々米・赤米・緑米・紫黒米)

青じそのピリ辛漬け

まつや食堂のごまじる

滋味だれ・滋味どれ(朝・夕)

原木きくらげ

久住高原げんき印~赤鶏&ハーブ豚シリーズ

清流珍味シリーズ

どぶろく こめんさけ

吉岡さんの無添加・山菜水煮

「佃」~ピリ辛椎茸・椎茸こんぶ・椎茸のふっくら煮・竹の子佃煮

かんぶつ小鉢庵

トマトジュース「おはよう」

糀(こうじ)こしょう(かぼす・柚子)

双美おばぁちゃんの 健康酢大豆 (黒・白)

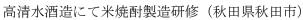






珈琲焙煎研究会の講習を経てカフェによる起業・定住を実現(高知県本山町)







(5) 情報

口コミはとても大切なツール

情報配信は重要である。特に口コミの伝搬は近年ますますその重要性を増している。フェースブックでイベント開催告知は今までまちづくりに参加していなかった人たちの集客やネット上のコミュニティの形成と実コミュニティ形成に貢献する。

【6次産業化の取組事例】大刀洗町ダッチオーブン部(福岡県大刀洗町)





ダッチオーブン部はふたを開けると大きな歓声。そして写メ。 情報配信の有効なツールを証明した。

(6) ブランド

マーケットを凌駕してこそブランド

ブランドとは「焼印をつけること」を意味する brander というノルウェーの古ノルド語 から派生したものであるといわれている。古くから放牧している家畜に自らの所有物であることを示すために自製の焼印を押した。現在でも brand という言葉には、商品や家畜に押す「焼印」という意味がある。これから派生して「識別するためのしるし」という意味を持つようになった。

商標法で保護されている「ブランド」は商品を識別、見分けるために製造元が取り付けていた商標やマーク、タグなどの付属物に過ぎない。しかし、その商品が優れていた結果広く使われるに従い、付属物が「商品が良質だ」「使い勝手が良い」等といった判断基準を消費者に連想させるような働きをするようになった。

現代では、マーケティング分野におけるブランドの価値が注目されており、欧米における"ブランド価値"無形資産として高く評価されている。他の商品と識別できるブランド事例は以下の通りである。

【6次産業化の取組事例】西日本初!コシヒカリ以外で初!最優秀賞受賞(高知県本山町)

米・食味分析鑑定コンクールで特別優秀賞(H21)にこまる・特別優秀賞(H22)ヒノヒカリ・金賞(H23)にこまる・金賞(H24)にこまる・金賞(H25)にこまる



【6次産業化の取組事例】野菜で野菜を食べる(高知県高知市)

カラダに必要な野菜は、1日350g。現代人は70gほど不足しています。グラッツェミーレのドレッシングは、野菜と、わずかなオイルで作りました。足りないぶんの野菜は、そのままドレッシングでたべる。「野菜で野菜を食べる。」

グラッツェミーレは、あなたに足りない野菜をドレッシングにしてお手伝いします。我が家の娘は野菜嫌いで、ほとんど生野菜は食べてくれません。どのような調理方法を用いて食べさせようかと考え、できたのが人参ドレッシングでした。ある日、娘が・・・「お父さん、学校のみんなにも食べさせてあげたい、野菜嫌いの同級生は多いよ」と云いだし・・・父兄の皆さんや、店の常連さんに提供したのがきっかけで誕生したドレッシングです。





グラッツェミーレ森澤錠ニ氏(食の6次産業化プロデューサーレベル4)

【6次産業化の取組事例】一本釣りうるめイワシ(高知県土佐市)

うるめいわしは、とても繊細で弱い魚なので、氷水の中で活き締めするのが一番といわれています。そんな中で、独自で開発した自動針はずし機を使い釣り上げたあと手を触れることなく、5秒後にはクーラーボックスの氷水の中に収まるというやり方は、究極の鮮度を生みだすことができるのです多くの漁場では網で水揚げされるのが一般的ですが、宇佐の漁場では釣りによる漁のみを行っております。網で水揚げされると魚同士がこすれ合います。すると体が触れ合うことに拒絶反応を示した魚自身がストレスにより暴れだして、熱を持ってしまい身がやけてしまいます。一本釣り漁をすることによって、魚同士がこすれ合うことなく、鮮度を保つことができるのです。一本釣りうるめの証として、水揚げ後もウロコが残っている、口に刺さった針から血がまわるため、目の赤いうるめもいます。これこそが一本釣りうるめの証であり、鮮度がよい証です。





一本釣りうるめイワシ漁

2-6 組織

協議会による新商品開発・販路開拓で資金循環が構築できたら法人化

6次産業化を目指す構成員で協議会を設立し、農産加工品製造等の6次産業化へ向けた方針を取り決める。この協議会と食の6次産業化プロデューサーで事業推進し、計画作成、新商品開発、販路開拓の試験(社会実験)を実施し、うまく資金循環するようであれば本格的な事業化に向け法人化を図る。本格的な事業化に向けた組織更新の事例を示すと表 2-6-1 の通りである。

表 2-6-1 本格的な事業化に向けた組織更新

組織名称	企画・合意形成	計画作成•新	販路の開拓	本格的な事業化
		商品の開発		
中央商店街有志(熊本県	商店街個人事業	企業組合青空	中央企画を設	立
荒尾市)	者の組織化			
事業協同組合追浜商盛会	商店街、大学と	組合、住民に。	よるワイン醸	NPO アクショ
(神奈川県横須賀市)	の連携	造と追浜こみ	ゅに亭運営	ンおっぱま設立
うるめプロジェクト協議	うるめプロジェクト協議会 商工会青		商工会青年部	邪が中心となって
会(高知県土佐市)	協議会への水産高校の参加 企業組合字係		生もん工房設立	
本山町特産品ブランド化	本山町特産品ブランド化推進協議会設立		農家実践、ばうむ	
推進協議会				合同会社の米焼酎
				参入を支援





本山町特産品ブランド化推進協議会準備会 (H20.2) (構成:農家・高知県・本山町・商工会・農業公社)、本山町特産品ブランド化推進協議会を発足 (H20.6)、本山町産米ブランド化計画を策定 (H21)、ブランド米「土佐天空の郷」栽培暦決定 (H21)、21年産米より販売開始。





うるめイワシプロジェクト協議会(高知県土佐市)資金循環に成功し企業組合宇佐もん工房 で法人化し事業の本格化に成功した。

資産一負債=純資産

農業簿記の目的は 1 年間の農業経営から生じた利益を正確に把握することにある。いくら儲けたかに法人税等の納税義務が派生し、働いた人の賃金にも所得税等の納税義務が派生する。また、消費税や社会保険等の支払い義務もある。これを一定期間、全国共通の比較指標で評価し納税する義務を全うするために 1 年間の農業に対する簿記を行うことが必要である。

農業経営においても会社法人においても経営を行うためには資産が必要である。資産とは、農家や法人等が所有している現金や農業機械、農地や宅地等の財産や売掛金などの債権である。農機具等の資産を調達するための銀行からの融資は借入金といい、いずれ支払わなくてはならない負債という。

簿記では資産と負債を合わせて財産と呼ぶ。資産をプラスの財産とし負債はマイナスの 財産とするとその差額が純資産となる。この一定期間の資産に対して納税義務が生じる。こ のため、資産を全国共通の方法で明らかにするのが簿記の仕事である。下記の公式より資産 とな純資産と負債の合計である。これを貸借対照表等式という。

資産-負債=純資産 → 資産=純資産+負債

この貸借対照表等式に基づき作成される一覧表を貸借対照表という。農業が法人化すると全国共通の貸借対照表を税務署に提出することが義務付けられている。簿記では貸借対照表の左側に資産を書き込むことになっており、これを「借方」(かりかた)と呼ぶ。またこの表の右側に負債と純資産が記入され、これを貸方(かしかた)と呼んでいる。借方と貸方の合計金額はこの表の最下部で一致する。

貸借対照表 農家 A(平成 26 年 3 月 31 日)

資産	金額	負債及び純資産	金額
現金	120,000	資本金	170,000
農業機械	150,000	借入金	300,000
土地	200,000		
	470,000		470,000

期末純資産-期首純資産=当期純利益

期首純資産及び期末純資産は、純資産等式により算出される。

期首資産-期首負債=期首純資産…① 期末資産-期末負債=期末純資産…②

そして、期首純資産と期末純資産との比較から、当期純利益を計算することができる。

期末純資産-期首純資産=当期純利益…③

(マイナスの場合は当期純損失という)

農家Aの平成〇年の期首の資産、負債、純資産を示すと以下の通り(想定)

期首資産(470,000円) -期首負債(170,000円) =期首純資産(300,000円) しかし、期末(12月31日)の財産は次の通りとなっていた。

期首貸借対照表

資産	金額	負債及び純資産	金額
期首資産	470,000	期首負債	170,000
		期首純資産	300,000



期末貸借対照表

資産	金額	負債及び純資産	金額
期首資産	500,000	期首負債	120,000
		期首純資産	380,000
			(内訳;期首純資産
			300,000、当期純利
			益 80,000)

期末資産(500,000円) -期末負債(120,000円) =期末純資産(380,000円) 期末純資産は80,000円増加し当期純利益が増加したことになる。

(期末資産-期末負債) -期首純資産=当期利益 これを変形すると

期末資産=期末負債+期首純資産+当期利益…④

期末資産+当期純利益=期末負債+期首純資産…⑤

参考文献;改訂現代農業簿記会計(農林統計出版)

2-8 簿記の仕組み

損益計算書

農家が農産加工品を製造するとなるとその原価を計算し販売価格との差額である利益が 労働に見合うものか、販売価格がほかの競合品との価格差が生じていないかを検討する必 要がある。そのためには農産物を使って農産加工所で一日、何人の従業員でどんな農産加工 品がいくつつくるかを把握する必要がある。

収入(販売額) - 支出=利益

- (1) 収入(販売額)
- 一日当たり農産加工品製造個数(個/日)×定価(価格)=一日最大販売額(円/日)
- 一日に販売可能割合(%)
- 一日最大販売額(円/日)×(1 売れ残り率)(%)=一日販売額想定(円/日)年間販売可能日数(日)×一日販売額想定(円/日)=年間販売額想定(円/年)
- (2) 支出
- ① 原料原価
- 一日当たり原料使用料(kg/日)×原料単価(円/kg)×年間可能生産日数(日/年)
- ② 年間生産個数
- 一日当たり原料使用料 (kg) ×生産加工率 (%;搾汁率等) ×一個当たり農産加工品容量 (個/kg 換算) = 一日当たり農産加工品製造個数 (個)

年間可能生産日数×一日当たり農産加工品製造個数(個)=年間生産個数(個/年)

③ 年間資材購入費

(資材単価=ラベル代、容器代、キャップ代、搬送用段ボール箱等1セット) 年間生産個数×資材単価(1セット/個)×1.2(安全率)=年間資材購入費

④ 年間光熱費

電気代(年間)、水道代(年間)、ガス代(年間)

ガス代(月)×12か月=ガス代(年間)

水道代(月)×12か月=水道代(年間)

ガス代(月)×12か月=ガス代(年間)

⑤ 人件費

給料(月/人)×12か月×従業員数(人)=年間人件費(円/年)

- ⑥ 農産加工所使用料
 - 一日当たり加工所使用料×年間使用日数=農産加工所使用料

⑦ 償却費

農産加工所建設に当たり投資した建設費、機械購入費を年間法律で規定された割合で経費として償却する額(円)

(3) 利益

表 2-8-1 利益

課目	積み上げ項目
収入	年間販売額想定(円/年)
小計	
支出	
原料原価	一日当たり原料使用料(kg/日)×原料単価(円/kg)×年間可
	能生産日数(日/年)
年間資材購入費	年間生産個数×資材単価(1 セット/個)×1.2(安全率)
年間光熱費	電気代 (年間)、水道代 (年間)、ガス代 (年間)
年間人件費	給料(月/人)×12 か月×従業員数(人)
年間農産加工所使用料	一日当たり加工所使用料×年間使用日数=農産加工所使用料
償却費	農産加工所建設に当たり投資した建設費、機械購入費を年間
	法律で規定された割合で経費として償却する額
小計	
利益(収入一支出)	
合計	
利益	利益に対して法人税がかかる。
	消費税は預り金のため損益計算は出てこない。